算式Ⅰの符号

a　地方税法第72条の115第1項の規定により当該市町村に前年度の6月、9月、12月及び3月に交付された地方消費税交付金の額

α　1.031

B　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第72条の115第2項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。）

算式Ⅱ

$b \times \beta \times 0.75$

算式Ⅱの符号

b　地方税法第72条の115第2項の規定により当該市町村に前年度の6月、9月、12月及び3月に交付された地方消費税交付金の額

β　1.031

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の五　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村の所在する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に一九二を乗じて得た額に、総務大臣が調査した前年の三月一日からその年の二月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の三月三十一日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の一日当たりの数（当該ゴルフ場が二以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・九四六を乗じて得た数（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合算額とする。

（環境性能割交付金の基準額の算定方法）

第三十八条の二　環境性能割交付金の基準額は、指定都市にあつては地方税法第百七十七条の六第一項に係るもの（以下「市町村道分」という。）及び同条第二項に係るもの（以下「一般国道等分」

算式Ⅰの符号

α　道府県が地方税法第72条の115第1項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の見込額

a　市町村人口（当該市町村の地方税法第72条の115第1項に規定する人口とする。ただし、地方税法施行規則第3条の2の4の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による人口とする。以下この条及び附則第14条の10において同じ。）

b　当該市町村の属する道府県内の市町村に係る市町村人口の合計数とする。以下この条及び附則第14条の10において同じ。）

c　市町村従業者数（当該市町村の地方税法第72条の115第1項に規定する従業者数とする。ただし、地方税法施行規則第3条の2の5の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による従業者とする。以下この条において同じ。）

d　市町村の属する道府県従業者数（当該道府県内の区域内の市町村に係る市町村従業者数の合計数とする。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第72条の115第2項の規定による基準額（算定過程においては掛け放しとし、当該算式によつて算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。）

算式Ⅱ

$\beta \times (a \diagup b) \times 0.75$

算式Ⅱの符号

β　道府県が地方税法第72条の115第2項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の見込額

a　市町村人口

b　市町村の属する道府県人口

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の五　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村の所在する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に一九二を乗じて得た額に、総務大臣が調査した前年の三月一日からその年の二月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の三月三十一日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の一日当たりの数（当該ゴルフ場が二以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・九〇五を乗じて得た数（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合算額とする。

（環境性能割交付金の基準額の算定方法）

第三十八条の二　環境性能割交付金の基準額は、指定都市にあつては地方税法第百七十七条の六第一項に係るもの（以下「市町村道分」という。）及び同条第二項に係るもの（以下「一般国道等分」